

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

職 群 班 設 置 規 程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

職群班設置規程

(目的)

第1条 公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、会員の共働・共助を基本とした連帯意識を基調とした安全な作業遂行を促進することにより、事業効果を高めるために職種の区分に応じて職群班を編成する。

(組織)

第2条 職群班（以下「班」という。）は、次の各号に定めるところにより編成することができる。

- (1) 班は職種ごと、必要に応じて編成する。
- (2) 班の名称は、編成の際に名づける。
- (3) 班は10人以上の会員で構成して班の代表者（班長）を選出する。
- (4) 班員が10人を超えるごとに代表者補佐（副班長）を設けることができる。
- (5) 班は複合する職種や分野でも構成することもできる。

(班長)

第3条 班の作業を円滑に推進するため、班のまとめ役として班長等を置くことができる。

- (1) 班長は班員の中から選出し、会長が委嘱する。
- (2) 班長は必要に応じて班員の中から班長補佐（副班長）を指名するものとする。
- (3) 複数の職種等で編成した班には、職種ごとに班長補佐を置くことができる。
- (4) 班員が20人以上になった班には、副班長の他に補佐役（世話人）置くことができる。
- (5) 班長には班員の総意によって配分金から手当を出すことができる。

(班長・副班長・世話人の職務)

第4条 班長は班の円滑な運営のため、次の各号の役割を担うものとする。

- (1) 安全・適正就業の徹底
 - (2) 仕事の手順、方針の徹底
 - (3) 仕事の進捗状況の確認
 - (4) 共同作業における会員間の連携
 - (5) 班長・副班長・世話人の任期は2年とし、再任は問わないものとする。
- 2 副班長は班長を補佐し、班長が欠けた場合は班長の職務を代行する。
 - 3 世話人は班長の指名で班員と班長・副班長の調整役を担う。

(経 費)

第5条 班長が班の円滑な調整を行う経費は、各班協議の上、班員で負担する。

(附 則)

第6条 この要領に定めのない事項は会長が定める。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は理事会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する